

令和3年度 鳥取県会計年度任用職員（事業推進員）採用試験募集案内

◆鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階）

電話(0857)26-7231 <https://www.pref.tottori.lg.jp/249370.htm>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和3年1月27日（水）～2月10日（水） ◎郵送又は持参により申し込んでください。 ◎郵送の場合、封筒の表に「事業推進員応募書類在中」と朱書きし、受付期間内に必着のこと。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和3年2月16日（火）午後1時30分～ ◎開場時刻は午後1時です。 ◎試験開始の10分前にはお越しください。
試験会場	鳥取県東部庁舎5階 第501会議室（鳥取市立川町六丁目176）
試験結果発表日	令和3年2月19日（金）内定通知発送（予定）
書類選考	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者が多数の場合は、申込書類の内容に基づき、書類選考を行います。（応募者が少数の場合は、書類選考を行わない場合もあります。） ・書類選考に不合格の場合は選考試験を受けることはできません。 ・書類選考を行った場合は、書類選考の結果について2月12日（金）に郵送予定の通知及び電話にてお知らせします。（書類選考を行わない場合は連絡しません。）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配 属 先
事業推進員	1 名	県内の製造業（自動車分野、医療機器分野、航空機分野 等）及びICT産業の在職者向け人材育成に関する こと	鳥取県商工労働部 雇用人材局産業人 材課 （鳥取市東町1－ 220鳥取県庁内）

3 受験資格

- （1）年齢、性別を問いません。
- （2）次の経験、能力等にいずれも該当する人
普通自動車運転免許を有すること
<求める人材>
 - ・製造業における開発、生産に関する知識を有していること
 - ・パソコンを使用した文書作成や表計算等の事務ができること
- （3）地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- （4）日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和3年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務 等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
筆記試験	50点	事業推進員として必要な製造業における開発・生産、人材育成に関する知識等を確認するための筆記試験（パソコンを用いた記述式、20分）
面接試験	50点	個別面接による人物についての口述試験（一人20分程度）

5 任用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 13,410円</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2月分（6月期1月分、12月期1月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和3年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	1ヵ月17日 午前8時30分から午後5時15分まで
任用の 期 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>①履歴書（顔写真を貼付すること） 1部</p> <p>②職務経歴書 1部</p>
申込み先 （問合せ先）	<p>上記①～②に必要な事項をご記入等の上、郵送等で次に申し込んでください。 その際、封筒の表に事業推進員応募書類在中と朱書きしてください。 ※令和3年2月10日（水）午後5時15分必着</p> <p>鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階） 電話(0857)26-7231 https://www.pref.tottori.lg.jp/249370.htm</p>

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

【履歴書及び職務経歴書の記載方法】

(1) 履歴書に関する注意事項

市販の J I S 規格のものを使用し、顔写真を貼付するとともに①氏名、②生年月日、③年齢、④現住所（※1、住所と異なる連絡先を希望される場合は、連絡先も）、⑤電話（※2）、⑥職歴（※3）、⑦免許・資格は必ず記入してください。

※1 住所又は連絡先は、棟、号室まで正確に記載してください。

※2 連絡先に携帯電話の番号など常時連絡が取れる番号を記載してください。

※3 職歴が多く既定の欄を超える場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう古い順に記入してください。

(2) 職務経歴書記載に関する注意事項

ア A4サイズとし、冒頭に「職務経歴書」と氏名を記入してください。

イ 応募動機及び履歴書中の主な「職歴」に係る業務内容を記載してください。

(3) その他注意事項

履歴書等の記載内容に不正があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。

また、提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 合格者の決定方法

筆記試験、面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定し、すべての受験者に郵送で合否を通知します。（令和3年2月19日（金）頃）

ただし、それぞれの得点が6割に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

（書類選考を行う場合）

応募者が多数により書類選考を行う場合は、履歴書及び職務経歴書の記載内容を審査・点数化し、得点の高い順に合格者を決定し、すべての応募者に電話等で合否を通知します。（令和3年2月12日（金）頃）

（補欠合格）

補欠合格者は、合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合や補欠合格者の登録有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。（補欠合格者有効期限 令和3年3月31日）

9 合格者の発表

すべての受験者に郵送で合否を通知します。（令和3年2月19日（金）頃）

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1ヵ月	鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課 （県庁本庁舎7階）

11 試験に関する注意事項

(1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）

(2) 受験の際は、本人確認ができるもの（運転免許証など）、筆記用具を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

《試験会場地図》鳥取県東部庁舎 5階 第501会議室（鳥取市立川町六丁目176）



※駐車場との連絡は1階、3階からしかできません。

また、駐車場棟は一方通行（右まわり）となっておりますので、来所の際は、ご注意ください。